



千葉県市町村交通災害共済に

加入しましょう

千葉県市町村交通災害共済は、みなさんの会費で支えあう助け合いの見舞金制度です。万一の事故に備え、ご家族そろって加入しましょう。

年会費 700円  
共済期間 9月1日から翌年の8月31日までの1年間(途中加入もできます。)

見舞金の対象となる事故  
自動車やオートバイなどによる人身事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故

見舞金の額  
①死亡 150万円  
②障害(入院・通院実日数に応じて) 2万円〜50万円  
③身障(身体障害等級1級または2級) または2級 50万円  
④交通遺児 遺児1人につき10万円

申込と受付

各地区の行政総務員を通じて、パンフレットと申込書

◎請求に必要な書類

必要書類	見舞金種別	傷害	死亡	身障	交通遺児
会員証(集団加入は不要)		○	○	○	○
交通事故証明書等		○	○	○	○
診断書(交通災害共済用)		○			
死亡診断書または死体検案書			○		○
身体障害者手帳				○	
身体障害者診断書の写し				○	
戸籍簿					○
印鑑		○	○	○	○

が配布されますので、会費を添えて行政総務員へお申込ください。  
また、環境防災課でも受付しています。

◆申込・問い合わせ

環境防災課防災班  
☎(84)1216

家屋の新・増築、取壊し、土地の利用形態を変更したときはご連絡を

家屋(建物)や土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

町では、新・増築家屋や取壊し家屋の把握に努めていますが、適切な課税を行うため、次のようなときは連絡をお願いします。

○新・増築をしたとき

住宅、店舗、車庫、物置などの家屋を新築した方は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日を相談のうえお伺いします。

○取壊しをしたとき

家屋の一部または全部を取り壊した方は、翌年度から取り壊した家屋について固定資産税が課税されなくなります。土地の税額が変わることもありますので、お早めにご連絡ください。

すでに法務局(登記所)に取壊しの登記手続きをした方は、連絡の必要はありません。

※取り壊した時期により課税される場合があります。

○土地の利用形態を変更したとき

土地の一部または全部の用途を変更した(駐車場にした、太陽光発電設備を設置した等)場合は土地の税額が変わることもありますので、ご連絡ください。

◆問い合わせ 税務課課税班 ☎84-1212

献血にご協力をお願いします

とき	7月15日(水)	7月24日(金)
受付時間	午前10時~11時30分	午前10時~11時45分 午後1時~4時
ところ	健康づくりセンター「プラム」	町民会館

◆問い合わせ

健康管理課総務班 ☎82-3400

消費生活  
なび NO.64

高齢者が狙われています!

高齢者の相談は増加傾向が続いています。「お金」や「健康」、「孤独」という高齢者の大きな不安に、悪質業者が言葉巧みにねらう場合もあります。高齢者は家にいることが多く、訪問販売や電話勧誘販売にかかわるトラブルにあいやすいのも特徴です。

日ごろから危機意識を持ち、誰かに相談することが大切です。

◆問い合わせ 消費生活相談室 ☎84-1233

※おかけ間違いのないようお願いします。